

広報

とわかま

2025 April

4

No.577

令和7年4月

祝
坂城小学校

卒業式

御所沢

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

坂城町は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

成長

「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指して

チャレンジ
SAKAKI ウェルビーイング
well-being



令和7年度 おもな支援制度・募集などのお知らせ

申請方法や提出書類など詳細については、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先で確認ください。

新

は今年度からの新規事業

拡

は今年度から拡大した事業



子ども・子育て

新 1か月児健康診査



出産後1か月のお子さんの発育や健康栄養状態、身体異常などを医療機関で診査してもらう費用について、令和7年4月1日以降に生まれたお子さんから公費で負担します。

健診時期

生後1か月まで（おおむね4～6週未満）

受診方法

妊娠届出がお済みの方に「1か月児健康診査受診票」を発行します。



◆県内の医療機関で受ける場合◆

健診できる医療機関などで受けることができます。

健診を受ける際には、「1か月児健康診査受診票」に乳児氏名、生年月日、保護者氏名および住所などを記入し、母子健康手帳と一緒に健診を受ける医療機関に提出してください。

◆県外の医療機関で受ける場合◆

①健診できる医療機関で受け、健診料金を全額お支払いしてください。

②後日、保健センターで助成金交付申請手続きを行ってください。

（助成金交付申請書の様式は、保健センター窓口にあります）

③内容確認後、助成金を指定の口座にお振込みします。

※妊娠届出時に発行した「1か月児健康診査受診票」は使用できません。

※なお、助成金額は、（一社）長野県医師会または（一社）長野県助産師会との委託契約において定める健診料額が上限となります。詳しくは下記へお問い合わせください。



◎申請・問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線512） 直通75-6230

新 ベビーシッター利用支援事業



仕事や用事により一時的に保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整え、育児負担の軽減など子育て家庭を応援します。

補助対象

町内在住の小学校6年生までの子どもについての保育料および交通費



補助金額

■保育料

1時間あたりの保育料の2分の1の額、または1,500円のうちいずれか低い額（上限 年48時間分）
兄弟姉妹で同時に利用した場合は、1時間あたりの保育料の2分の1の額、または1,500円×同時に利用した兄弟姉妹の数のうちいずれか低い額

■交通費

1回あたりの交通費の2分の1の額、または600円のうちいずれか低い額

注意事項

- 入会金、会費、手数料、キャンセル料、おむつ代などの費用は対象になりません。
- この制度の対象となるベビーシッターとは、児童福祉法第59条の2の規定により、都道府県知事または中核市の長、政令指定都市の長に対し居宅訪問型保育事業者として届出を行っている事業者に限ります。

◎申請・問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209



ほかにも、こんなサポートがあります！

坂城町ファミリーサポートセンター

坂城町社会福祉協議会が行っている、仕事と子育てを両立させたいと考えているご家庭の子育てを応援するための制度です。生後6か月からおむね小学校6年生までの子どもを預かるなどの援助をしてくれます。利用するには、会員登録が必要で、有料となります。詳しくは坂城町社会福祉協議会（☎82-2551）へお問い合わせください。

拡 多子世帯・低所得世帯の保育料軽減



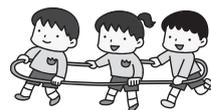
平成28年4月から実施している第3子以降の保育料の無償化に加え、新たに令和7年4月分の保育料から第1子、第2子についても軽減します。

軽減対象

町内に在住し、保育施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所）に在籍している3歳未満児

軽減内容

- 町民税所得割課税額57,700円未満の世帯
第1子を半額、同児通園に関わらず第2子について無償
- 町民税所得割課税額57,700円以上の世帯
同児通園に関わらず第2子について半額



注意事項

- 本制度の拡充に伴う申請手続きなどは不要です。
- すでに国の制度により軽減されている場合は本制度の対象外です。

◎問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209



令和7年度坂城町奨学生募集

大学・高校に在学または、職業訓練機関などに入所している方で、次の要件を備えている場合に、奨学金を支給します。

受給要件

- (1) 受給者または親権者が坂城町に引続き1年以上居住していること
- (2) 修学の意欲が旺盛で、かつ、その能力を有すると認められること
- (3) 経済的な理由により、修学困難と認められること
- (4) 他の奨学金制度による学資等の給与または貸与を受けていないこと

給与額

月額 10,000 円（年2回に分けて支給）

出願期限

4月15日（火）必着

※出願には所得基準がありますので、下記へお問い合わせください。

◎出願・問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209



【新】高齢者補聴器購入費補助金

聴力機能の低下により日常生活に支障がある65歳以上の高齢者の方の生活支援および社会参加などを支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。

対象者

次の要件をすべて満たしている方

- (1) 町内に住所を有し、現に居住しており、申請の時点において満65歳以上の方
- (2) 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方
- (3) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満または片耳の聴力レベルが40デシベル以上で他耳の聴力レベルは90デシベル未満である方
- (4) 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方
- (5) 町税等の滞納がない方

補助金額

購入費用の2分の1以内（上限3万円）

補助対象

管理医療機器（※）としての補聴器本体と付属品

ただし、医師証明書（町の指定様式）に基づき令和7年4月1日以降に購入したものであること

※管理医療機器とは、副作用または機能の障がいが生じた場合において、人の生命および健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するもの。



注意事項

次に掲げる費用は対象外です。

- 集音器、付属品のみ購入、修理、メンテナンスにかかる費用
- 診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線135） 直通75-6205



【新】 带状疱疹予防接種

带状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象になり、町でも、带状疱疹やその合併症を予防するため、年度内に65歳を迎える方などを対象として「带状疱疹予防接種」を実施します。対象者には4月上旬までに予診票等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

対象者

- (1) 令和7年度中に65歳になる方(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ)
- (2) 接種日に60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより重い障がい有する方
- (3) 令和7～11年度の5年間の経過措置として、その年度内に70・75・80・85・90・95・100歳になる方(下表参照)。ただし令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

令和7年度の経過措置対象者	年齢	生年月日
	100歳～	～昭和元年4月1日生
	95歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
	90歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
	85歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
	80歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
	75歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
	70歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生

上記(1)から(3)のうち、過去に带状疱疹ワクチンを接種したことのある方(実費で接種した方も含む)は接種対象となりません。



実施期間 令和8年3月31日(火)まで
※期間内に接種しない場合、その後の接種料金は全額自己負担となりますのでご注意ください。

実施医療機関 町内・町外の実施医療機関
※接種可能かどうか事前に医療機関にお問い合わせのうえ受けてください。

ワクチンの種類と料金

ワクチンの種類と接種方法	生ワクチン(皮下注射)	組換えワクチン(筋肉内注射)
回数と間隔	1回	2か月以上の間隔をあけて2回
自己負担額	1回あたり2,100円	1回あたり5,400円

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザ・新型コロナ・高齢者肺炎球菌などの他のワクチンと同時接種が可能です。ただし、生ワクチンは他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線512) 直通75-6230



高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌による肺炎の発症および重症化を防ぐため、年度内に65歳を迎える方を対象に「高齢者肺炎球菌予防接種」を実施します。対象者には4月上旬までに予診票等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

対象者

- (1) 令和7年度中に65歳になる方(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ)
- (2) 接種日に60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方およびヒト免疫不全ウイルスにより重い障がい有する方

※上記(1)(2)ともに過去に高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方(実費で接種した方も含む)は接種対象となりません。

実施期間 令和8年3月31日(火)まで **自己負担額** 2,000円

実施医療機関 町内・町外の実施医療機関 (事前に医療機関にお問い合わせのうえ受けてください。)

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線512) 直通75-6230

3 すべての人に健康と福祉を



人間ドック補助金

国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象に、人間ドック受診料を補助します。受診する医療機関によって申請方法が異なりますので、下記の申請方法を確認のうえ、福祉健康課で手続きしてください。なお、上記保険加入者以外の方は、各加入保険者へお問い合わせください。

補助金額 ■日帰りドック：13,000円 ■1泊2日ドック：15,000円

申請方法

①40歳以上の方で指定医療機関(右記)で受診する場合

→受診日決定後、ドック受診前に補助券の交付申請をしてください。その場で補助券を発行します。

【持ち物】受診日がわかるもの(病院からの案内等)、保険証または資格確認書など

(補助券の交付申請をしなかった、または受診当日に補助券を持参しなかった場合は、②の方法で申請をお願いします。)

- JA厚生連
(松代総合病院、篠ノ井総合病院、佐久総合病院)
- 千曲中央病院
- 上田生協診療所

②指定医療機関以外で受診する場合、または40歳未満の国民健康保険加入者

→ドック受診後(医療機関から健診結果到着後)に補助金の交付申請手続きを行ってください。(申請書は福祉健康課窓口または町ホームページからもダウンロードできます)後日、指定口座にお振込みします。

【持ち物】保険証または資格確認書など、印鑑、領収証(原本)、健診結果の写し、振込先の口座番号がわかるもの

- ◎申請・問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133) 直通75-6205
- ◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線512) 直通75-6230



暮らす

〔拡〕住宅用スマートエネルギー設備導入補助金

再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりを推進するため、町内で住宅用スマートエネルギー設備を導入する方を支援します。今年度からは、電気自動車の購入に対する支援も行います。

補助金額

- 住宅用太陽光発電システム 上限14万9,000円
- 家庭用定置型蓄電システム 上限20万円
- 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 上限5万円
- 電気自動車等充給電設備(V2H) 上限10万円
- 電気自動車 上限10万円

補助対象となる電気自動車

- (1) 搭載された電池に蓄えられた電気のみをエネルギー源として、電動機で走行する自動車であること
- (2) 自家用の新車として購入した未使用の自動車であること
- (3) 自動車検査証に記載された所有者または使用者が申請者と同一で、使用の本拠の位置が申請者の住所と同一であること
- (4) 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる電気自動車等充給電設備(V2H)が設置されていること

- ◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211

※対象システム設置の着工・購入前に申請が必要です。

電気自動車以外の補助要件については、町ホームページをご覧ください。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



13 気候変動に具体的な対策を





移住定住促進事業補助金

町内への移住・定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、自らが移住・定住する目的で、町内にマイホームを新築、または新築住宅を購入される方を応援します。

対象住宅

- 新築住宅
- 築後1年以内の建売住宅(中古住宅を除く)

補助金額

対象住宅1件につき10万円(申請1回まで)

対象者

町税または前住所地の市町村税の滞納がない方で次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 町内に住所を有する方、または取得した新築住宅に住所登録できる方
- (2) 取得する新築住宅の名義人となる方

※新築住宅は着工前、建売住宅は建物の引渡し(登記)前に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211



U I J ターン・創業移住支援金

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県(以下、同じ))、愛知県または大阪府から町内に移住した方で、一定の就業または創業をしようとする方を支援します。

対象者

- 東京圏、愛知県または大阪府に在住し、就労または通学していた方で、町内に移住した方
- 次のア～エのいずれかに該当する方

- ア 長野県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人に応募し、採用された方
- イ 自己の意思により移住し、移住前の業務を引続き行うテレワーカー
- ウ 関係人口に該当し、要件に該当する就業をしている方
- エ 長野県の創業支援金の交付決定を受けており、1年以内に当支援金の申請を行う方



※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

支援額

- 単身の世帯：60万円
- 2人以上の世帯：100万円(18歳未満の帯同者1人につき100万円を加算)

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211



就職・移住学生支援金

都内に本部を置く大学の、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県)のキャンパスに通学する学生が、町内に移住し、長野県内で就職する場合に支援します。

対象者

- 大学の卒業年度内に、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業見込みである方
 - 大学の卒業年度において、東京圏に継続して在住している方
 - 長野県内に就職することが内定していて、卒業後に就職し、町内に移住する意思を有している方
- ※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。

支援額

就職活動に関する規定に沿った長野県内での就職活動で、卒業年度の6月1日以降の面接にかかる往復交通費1回分(上限8,500円)

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211



勤労者への生活資金の融資制度



町内にお住まいの勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、町と長野県労働金庫（ろうきん）が協調して行っている生活資金の融資制度です。

対象資金

教育、医療、冠婚葬祭、災害復旧、生活に要する資金（カーローンなど）
※旅行、投資や投機、転貸のためは対象外、また事業資金の融資はできません。

限度額 150万円

返済期間 10年以内

利率 ろうきん固有の融資商品の適用金利から0.02%引き下げた利率

対象者

- 18歳以上の勤労者（ろうきん会員の労働組合または長野県暮らしサポートセンターの加入者）
- 町内に引き続き1年以上住所を有し、かつ現在の事業所に1年以上勤務している方
- 町税の滞納がない方
- 資金の償還が確実にできる方（ろうきんによる融資の審査があります。）

申込みは
お近くのろうきん
窓口から！



◎問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線154） 直通75-6207



結婚新生活支援事業



結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

対象世帯

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した世帯
 - 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯の所得額が500万円未満の世帯
 - 対象となる住居が町内にあり、かつ申請時に夫婦の住所がその住居になっている世帯
- ※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。

補助対象

婚姻に伴い、4月1日から令和8年3月31日までに支払った住宅取得費用または住宅賃借費用、引越し費用、リフォーム費用など

限度額

- 婚姻日に夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円
- それ以外の世帯：30万円

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線135） 直通75-6205



生涯学習

坂城町公民館文化講座受講生募集



公民館講座の受講生を募集します。全講座が初心者を対象としており、複数の講座を受講することもできますので、気軽にお申込みください。

詳しくは、広報さかき4月号と一緒にお配りした「まなびの玉手箱2025」をご覧ください。



受付開始日 4月3日（木）

受講料 3,000円（1講座）教材費などは実費負担です。

開講式 4月11日（金）午後7時～ 文化センター大会議室
受講料を添えて、下記へお申込みください。

◎申込・問い合わせ先 坂城町公民館（文化センター内）☎82-2069



商業・農業

商業店舗リフォーム（利活用）補助金



商業の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗のためのリフォーム工事の費用の一部を補助します。

対象者

- 町内で新たに商業店舗を出店する法人または個人事業主
- 既に町内で商業を営む法人または個人事業主

補助金額

補助対象経費の3分の2以内
(上限50万円)

補助対象

- 空家、空店舗、空倉庫などを商業店舗に供するためのリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費
- 既に町内で創業している商業店舗のリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費

交付要件

- 施工業者は町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人事業主に限ります。
- 同一店舗に対する補助金の交付は1回限りとします。
- 工事着工前に本補助金の申請手続きをしてあることが必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111 (内線 153) 直通 75-6207

荒廃農地等再生利用補助事業



荒廃農地を解消し、農地を有効に活用していただくため、管理が行き届いていない農地や立ち木などが生えてすぐに利用できない農地を再生するためにかかる経費の一部を補助します。身の回りの荒廃農地を活用して、農業を始めたい方や規模拡大をしたい農家の方など幅広くご活用いただけます。



対象者 農業者、農業団体・法人

補助対象 荒廃農地及び低利用農地(5アール以上の農地)

補助金額

- (1) 再生作業 荒廃農地を再生するための経費(除草、伐採、抜根、整地など)の2分の1、または10アールあたり10万円のいずれか低い額
- (2) 土壌改良 上記(1)により再生された農地に対する肥料などの経費の2分の1、または10アールあたり5万円のいずれか低い額

※事業着手前の申請が必要です。



◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111 (内線 152) 直通 75-6207

農業用ビニールハウス資材購入補助事業



野菜や花きなどの生産を支援するため、出荷を目的として新規に設置する農業用ビニールハウスの資材費の一部を補助します。



対象者

町内に住所を置く農業者、農業団体・法人

※事業着手前の申請が必要です。

補助対象

5万円以上の新設・増設する農業用ビニールハウス資材費

補助金額

補助対象資材費の3分の1 (上限20万円)



◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111 (内線 152) 直通 75-6207



創る・起業

さかきブランド事業補助金

地場産業の振興と地域の活性化を図るため、「さかきブランド商品」（以下、「ブランド商品」）として、町を広くPRできる商品の開発、またはその販売に取組む個人や団体などを支援します。 ※事業着手前の申請が必要です。

募集期間 4月1日（火）～5月7日（水）

対象者 ブランド商品の開発またはその販売に取組む個人、団体・事業者

補助対象

- (1) ブランド商品の開発、商品化のための生産設備を整備拡充するための事業
- (2) ブランド商品の開発、商品化、または既存商品を改良し、新しく商品化するための事業
- (3) ブランド商品の販売を促進するための事業

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（（1）、（2）は上限20万円、（3）は上限5万円）

◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207



コトづくりイノベーション補助金

これまでの「ものづくり」に、「創られたモノによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるか」という視点を加えた「コトづくり」への転換を推進するため、町内に集積するさまざまな技術や知識を活かした新製品開発などを支援します。

募集期間 4月1日（火）～5月16日（金）

対象者

- 町内事業者 町内に主たる事業所を有する事業者
- 企業グループ
 - 町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループまたは団体
 - 町内事業者を代表企業とし、中小企業者、大企業、大学、研究機関などの複数の企業が集まって構成するグループ

補助対象 ■町内ニーズに対応した新製品開発などに取組む事業

■町内資源を活用した新製品開発などに取組む事業

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）

中小企業基本法第2条第1項各号の規定に該当する場合は補助対象経費の3分の2以内

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線154） 直通75-6207



クラウドファンディング活用支援補助金

町内で新商品開発や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディングを活用して事業を行う創業者および中小企業者を支援します。

※事業着手前の申請が必要です。

対象者

クラウドファンディングを活用して事業を実施する者（事業所）で、町内に住所（事業所）を有し、坂城町商工会の推薦を受けた方

補助対象

クラウドファンディング仲介事業者を支払う組成手数料、掲載手数料、決済手数料、その他手数料ただし、当該経費に係る消費税および地方消費税を除く

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を原則とします。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線153） 直通75-6207



令和7年度予算

「新複合施設」実施設計に着手 ～令和8年度の建設に向け～

予算額 75億円
(一般会計)

前年度対比 10.1%増 (6億9,000万円増)

令和7年度の当初予算が、3月定例会で可決されました。

一般会計の歳入歳出総額は75億円で、前年度と比べて10.1%、6億9,000万円の増額となっています。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計の減額に伴い、総額で0.6%、1,748万の減額となる30億4,853万円となっています。

令和7年度は、老人福祉センター、保健センターを統合し、子育て支援機能などを併せ持つ全世代の健康・福祉・交流の拠点とする「新複合施設」の整備のため、令和6年度にまとめた基本設計を基に、実施設計を行い建設に向け準備を進めます。

また、高齢者の補聴器購入助成事業や带状疱疹予防接種事業のほか、移動が困難な高齢者の外出手段として、デマンド交通乗合タクシー事業の本運行を開始します。子育て・教育の取り組みでは、小中学校の学校給食費の無償化を継続するとともに、児童生徒ひとり1台の学習用端末の更新やベビーシッターの利用を支援する事業を開始し、子育て支援や子どもたちの教育環境の充実に努めます。

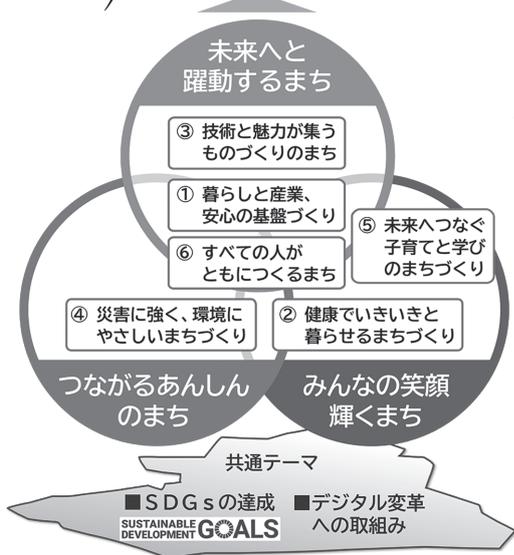
町では、将来にわたっての安定した財政運営に十分配慮し、引き続き行財政改革の推進に努めるとともに、町民の誰もが幸せを感じることができる「ウェルビーイング」のまちづくりを目指します。

予算額集計表

(単位：千円)

区 分	7年度		6年度		比較 A-B=C	増減率% C/B	
	予算額 A	構成比%	予算額 B	構成比%			
一 般 会 計	7,500,000	64.5	6,810,000	62.5	690,000	10.1	
特 別 会 計	3,048,530	26.2	3,066,014	28.1	△ 17,484	△ 0.6	
内 訳	国 保	1,321,067	11.4	1,354,460	12.4	△ 33,393	△ 2.5
	介 護 保 険	1,431,902	12.3	1,423,275	13.1	8,627	0.6
	後期高齢者	295,561	2.5	288,279	2.6	7,282	2.5
公営企業会計	1,079,419	9.3	1,020,704	9.4	58,715	5.8	
内 訳	下 水 道	1,079,419	9.3	1,020,704	9.4	58,715	5.8
合 計	11,627,949	100.0	10,896,718	100.0	731,231	6.7	

輝く未来を奏でるまち



輝く未来を奏でるまち

チャレンジ SAKAKI ウェルビーイング

well-being

7年度の主な事業(単位:千円)

坂城町第6次長期総合計画の6つの基本目標に基づき、令和7年度は次の事業を行います。(★は新規事業です。)

なお、令和6年度から実施している さかき千曲川バラ公園トイレ改築工事、物価高騰対応重点支援給付金給付事業などは、今年度に繰り越して行います。

基本目標①

暮らしと産業、安心の基盤づくり (交通・情報インフラの整備)

- 道路改良事業 (A01号線)・・・476,525
- 橋梁修繕事業 (昭和橋等)・・・114,300
- デマンド交通
乗合タクシー運行事業…………… 15,200
- ★デジタル化事業 (自治体統合アプリ、
公共施設スマートロック等)…………… 42,496
- ★テクノさかき駅前
歩道改修工事…………… 4,317

基本目標②

健康でいきいきと暮らせるまちづくり (福祉・健康づくり)

- 複合施設建設事業
(実施設計等)…………… 85,784
- 国民健康保険特別会計繰出金… 79,889
- 介護保険特別会計繰出金……………210,654
- 後期高齢者医療保険事業……………280,574
- 介護・訓練等給付事業……………299,675
- ★高齢者補聴器購入助成事業… 600
- ★高齢者帯状疱疹
予防接種事業…………… 14,429

基本目標③

技術と魅力が集うものづくりのまち (農林・商工業の振興)

- ★農業用水路改修工事
(中之条用水)…………… 25,000
- 有害鳥獣対策事業…………… 11,299
- 松くい虫防除対策事業…………… 35,378
- ★ONSEN・ガストロノミー
事業補助金…………… 1,200
- ★さかきモノづくり展補助金… 5,000
- ★鉄の展示館外壁改修工事… 10,450

基本目標④

災害に強く、環境にやさしいまちづくり (安心・安全、環境保全)

- スマートエネルギー
設備設置補助金…………… 7,000
- 長野広域連合負担金 (塵芥処理)… 80,595
- 急傾斜地崩落対策事業…………… 39,500
- 千曲坂城消防組合負担金……………229,089
- 災害用マンホールトイレ
整備事業 (坂城小)…………… 21,800

基本目標⑤

未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり (学び・子育て、文化・スポーツの推進)

- 児童手当支給事業……………280,070
- ★ベビーシッター
利用支援補助金…………… 555
- 中学生海外派遣事業…………… 8,900
- 学校給食費等補助金…………… 2,000
- ★校舎トイレ洋式化工事
(坂城中)…………… 13,200
- ★GIGAスクール学習用端末
更新事業…………… 6,016

基本目標⑥

すべての人がともにつくるまち (住民参加、多文化共生、行財政)

- ★総合計画後期基本計画策定… 7,131
- ★郵便局マイナンバーカード
事務委託事業…………… 3,616
- 移住定住促進事業補助金…………… 3,500
- UIターン就業・創業移住
支援金…………… 2,000
- 住民票等コンビニ交付事業…………… 6,314

個人町民税は国の定額減税の影響がなくなったため8.8%の増、法人町民税は売り上げの増加や円安の影響等により業績が好調に推移している企業もあることから53.8%増、町税全体では前年度対比10.2%の増となる27億9,386万円を計上しています。

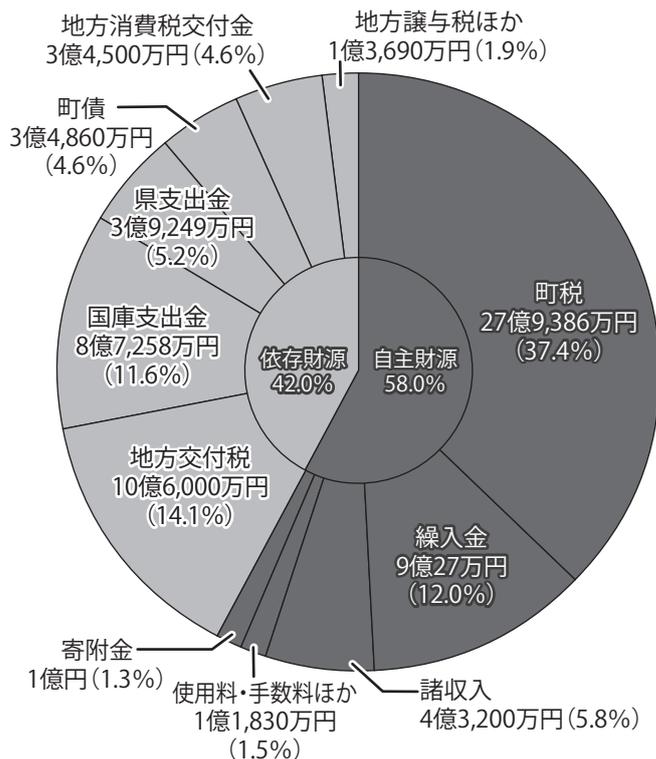
また、地方交付税は10億6,000万円、国庫支出金は町道A01号線道路改良や橋梁修繕事業に対する補助金などにより8億7,258万円を見込んでいます。

財源不足を補う財政調整基金や保健福祉等複合施設整備基金などの繰入金は約1億2,400万円の増額となる9億27万円、町債は1億4,350万円の増額となる3億4,860万円を見込んでいます。

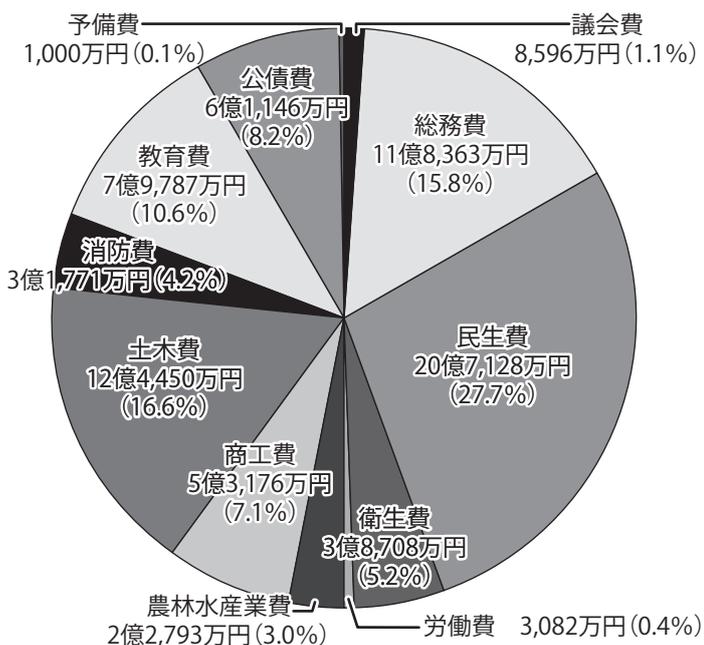
町税をはじめとした自主財源は、全体の58.0%を占めています。

自主財源 町税や負担金など、自前で賄えるお金。
依存財源 国や県など、収入を他に依存するお金。

歳入 一般会計



歳出 一般会計



令和7年度は、「坂城町第6次長期総合計画」で定めた町の将来像「輝く未来を奏でる町」の実現に向け、「SDGsの達成」と「デジタル変革への取り組み」の視点も踏まえつつ、6つの基本目標を重点に予算の編成を行いました。

町の最上位計画である総合計画の後期基本計画の策定や自治体統合アプリ、公共施設スマートロックシステム等のデジタル化事業などにより「総務費」は前年度対比9.4%の増となる11億8,363万円、障がい福祉サービスに係る給付費の増加や制度改正に伴う児童手当拡充などにより「民生費」は8.7%の増となる20億7,128万円、金井地区のA01号線道路改良や昭和橋等の橋梁修繕事業などにより「土木費」は58.2%の増となる12億4,450万円としました。一方、坂城テクノセンターZEB化改修に係る補助金の減などにより「商工費」は17.5%の減となる5億3,176万円としました。

令和7年度 町民1人あたりの予算 543,596円

民生費

150,125円

土木費

90,201円

教育費

57,830円

商工費

38,542円

公債費

44,318円

総務費

85,789円

衛生費

28,055円

消防費

23,027円

農林水産業費

16,520円

その他

(議会・労働など)

9,189円

令和7年3月1日現在の町の人口 13,797人

「松くい虫防除対策」住民説明会を開催します

町では、住民の健康への配慮を基本として、大切な松林の緑と環境を守り、防災面からの防除対策を強化するため、次のような対策を複合的、かつ総合的に進めています。

- ◆ 伐倒駆除及びくん蒸処理
- ◆ 特別防除(空中散布)
- ◆ 無人ヘリコプター散布
- ◆ 空中散布に係る気中濃度・河川水質などの農薬安全確認調査
- ◆ 樹幹注入
- ◆ 枯損木処理及び被害木の除去
- ◆ 県関係機関と連携した治山事業の推進
- ◆ アカマツ植樹の取り組み
- ◆ 根系感染対策

特に、風致地区であり、かつ急峻で伐倒駆除などの人の手による駆除あるいは予防が困難な場所(自在山及び葛尾城跡風致地区)においては、今年度も空中散布の実施を計画しています。
なお、葛尾城跡風致地区(苜屋原)では、無人ヘリコプターによる散布も行う予定です。

説明会にご参加ください

松くい虫防除対策に係る実施方法や安全対策についての説明会を開催しますので、ご参加ください。

日時 4月16日(水)
午後7時

会場 役場 講堂(3階)

健康への影響や症状のある方は申出書の提出を

健康への影響や症状のある方は、「空中散布に関する申出書」の提出をお願いします。申出書は、木工農林課窓口でお申付けいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。
提出先 木工農林課農林整備係
提出期限 5月30日(金)

◎問い合わせ先

木工農林課農林整備係
☎ 82-3111(内線155)
直通75-6207
FAX 82-3138
メール norin@town.sakaki.jp



くらしのための固定資産税

令和7年度固定資産税は、令和7年1月1日時点の土地・家屋・償却資産を所有する方に納めていただきます(年の途中で所有権の移転があつても月割、日割にはなりません)。納税通知書は、4月中旬に発送する予定です。課税明細書の内容に不明な点がありましたら、総務課税務係へお問い合わせください。

固定資産税の納期限

第1期	4月30日(水)
第2期	7月31日(木)
第3期	9月30日(火)
第4期	12月1日(月)

固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧

4月1日(火)から、所有者ごとの所有する土地・家屋・償却資産が記載されている令和7年度の固定資産税課税台帳を、所有者本人、借地・借家人の方などが閲覧できます。閲覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの

○本人確認書類

○借地・借家人の方が申請する場合は、対象となる土地または家屋が明記された賃貸借契約書

○代理の方が申請する場合は、委任状

○閲覧手数料 1件300円

○無料閲覧期間 4月1日(火)～4月30日(水)

※右記期間は、手数料がかららず閲覧ができます。(ただし、写しが必要な場合は、コピー代(1枚10円)がかかります。)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

坂城町の固定資産税の納税者の方は、町内全ての土地・家屋の固定資産税評価額を縦覧することができます。縦覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの

○納税通知書、本人確認書類

○代理の方が申請する場合は、委任状

○手数料 無料

※写しの交付はできません

○縦覧期間 4月1日(火)～4月30日(水)

◎問い合わせ先 総務課税務係

☎ 82-3111
(内線143・144)
直通75-6206



「坂城町小学生環境に関する 標語コンクール 2024」を開催



坂城町ごみ減量化推進委員会は、廃棄物の減量化・資源化を進めるため、さまざまな活動を行っており、そのひとつとして、毎年町内3小学校の4年生に環境学習を実施しています。

学習では、より身近に環境について考えてもらうきっかけとして、「坂城町小学生環境に関する標語コンクール 2024」を開催しました。86 作品の応募から厳正な審査の結果、次の皆さんの作品を選定し、表彰を行いました。たくさん応募いただきありがとうございました。

- 最優秀賞** 保坂旭人さん (南条小)
- 温だん化 みんなで止めよう 地球のため**
- 町長賞** 富山湊翔さん (坂城小)
- 分別は 地球の未来を守るため**
- 教育長賞** 山岸壮太さん (村上小)
- リサイクル 分別すれば くりかえし**
- 優秀賞**
- 温暖化 ぼくらのあせは 地球のなみだ**
- 分別は、とても大切、さあやろう**
- 3R ごみをへらせる みんなの工夫**
- 【上から】南澤 律さん (坂城小)、赤池みづほさん (南条小)、瀬在華帆さん (村上小)

生ごみは堆肥化しましょう

ご希望があれば、各地区へ出向いてダンボールコンポストの実演を行います。詳しくは下記へお問い合わせください。

◀ダンボールコンポストの作り方

生ごみ処理機・堆肥化容器購入補助制度 ▶

◎問い合わせ先 坂城町ごみ減量化推進委員会事務局 (住民環境課環境保全係内)
☎82-3111 (内線 125) 直通 75-6204

自分たちの地域は 自分たちで守る 令和7年度 坂城町消防団の幹部を紹介します

坂城町消防団の分団長、副分団長、班長、新入団員が、4月2日付けで新たに任命されます。令和7年度の幹部は表のとおりです。本部、各分団とも、町民の安心・安全な生活を守るため活動していきます。

地域の消防防災の中核となる消防団は、近年の大規模災害発生などから重要性が増しています。消防団に興味のある方は住民環境課にご連絡ください。

〈敬称略〉

本部	
団長	中嶋幸人
副団長	春日慶一、下鳥進

分団名	分団長	担当地区	分団名	分団長	担当地区
第1分団	西澤文典	鼠・新地	第7分団	金子淳也	横町・立町・込山・旭ヶ丘
第2分団	市川雅基	金井	第8分団	豊田竜二	日名沢・大宮・新町・坂端・苅屋原
第3分団	片桐謙吾	入横尾・町横尾・泉	第9分団	赤池佳亮	網掛・小網・月見
第4分団	若麻績弘道	中之条	第10分団	滝沢元紀	上五明
第5分団	滝澤伸雄	四ツ屋・御所沢・田町・戌久保	第11分団	平林慎吾	上平
第6分団	長谷川誠	南日名・北日名・和平	ラッパ分団	山崎大輔	本部付

◎問い合わせ先 住民環境課生活安全係 ☎82-3111 (内線 124) 直通 75-6204



飼い犬の登録・狂犬病予防注射を受けましょう

令和7年度の新規登録および集合注射を実施します

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。室内で飼っている犬についても、登録と注射が必要です。これらの手続きをしていない飼い主は、20万円以下の罰金に処せられる場合がありますので必ず登録し、予防注射を受けましょう。

登録と予防注射の料金

- 新規登録の犬 6,600円
 - 登録手数料 3,000円
 - 注射料金 3,050円
 - 注射済票交付手数料 550円
- 登録済みの犬 3,600円
 - (注射料金及び注射済票交付手数料)

登録済みの犬を飼育されている方には、狂犬病予防注射済票交付申請書(ハガキ)を郵送しましたので、**注射の際に必ず持参してください。** 病気や老衰などにより注射が困難な場合は、獣医師の猶予証明書の提出が必要です。 **予防接種は、下記の日程以外でも、動物病院で受けることができます。**

犬を飼う上での注意点

- 飼い主や住所の変更、犬の死亡・譲渡・その他変更などがあった場合は、住民環境課への届出が必要です。
- 定期的に首輪などの点検をしましょう。万が一、犬が放れてしまった場合は、必ず住民環境課に連絡してください。
- 登録した際に交付される鑑札と、狂犬病予防注射済票を犬に付けておきましょう。連絡先などを記入した名札などを付けておくと、飼い主がすぐにわかります。

マイクロチップ情報登録

○ 動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から犬猫等販売業者が販売する犬



新規登録と集合注射日程表

実施日	場所	時間
4月27日(日)	南条保育園	9:20 ~ 9:30
	中之条公民館前	9:40 ~ 9:50
	虹のホールさかき駐車場	10:00 ~ 10:10
	県道村上信号横コイン精米所前	10:25 ~ 10:35
	四ツ屋神明神社	10:50 ~ 11:00
5月2日(金)	北日名公民館前	9:20 ~ 9:30
	南日名公民館前	9:40 ~ 9:50
	大宮公民館前	10:00 ~ 10:10
	虹のホールさかき駐車場	10:20 ~ 10:30
	四ツ屋神明神社	10:40 ~ 10:50
	中之条公民館前	11:00 ~ 11:10
5月8日(木)	ふれあいセンター前	9:20 ~ 9:30
	上五明公民館前	9:40 ~ 9:50
	月見区集会所前	10:00 ~ 10:10
	網掛公民館前	10:20 ~ 10:30
	鼠公民館裏	10:45 ~ 10:55
	金井地区麦・大豆生産振興センター	11:05 ~ 11:15
	入横尾公民館前	11:25 ~ 11:35

猫に対して、マイクロチップ装着が義務化されました。プリーダーやペットシヨップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際に、ご自身の情報に変更する必要があります(変更登録)。

プリーダーやペットシヨップ以外で購入した場合や既に飼っている犬猫へのマイクロチップの装着は遺棄や虐待を防ぐ効果があるほか、災害時や迷子になった際に、飼い主の特定が容易になります。装着のご検討をお願いします。

クロチップ装着は努力義務ですが、マイクロチップを着した場合は指定登録機関(公社)日本獣医師会)に犬猫の情報や所有者の情報を登録することが義務となります。既に指定登録機関に登録されている情報に変更が生じた場合にも、登録情報の変更手続きが必要です。

◎問い合わせ先

住民環境課環境保全係
☎82-3111(内線125)
直通75-6204

ポーランドから坂本龍太郎さんが来町しました

町は令和6年10月に、ポーランドツェレスティヌフ郡と坂城町国際交流協会、ツェレスティヌフ郡国際交流協会の4者で「フレンドシップ協定に関する合意書」に調印しました。その際に両自治体の橋渡し役を務めていただいたワルシャワ日本語学校の坂本龍太郎さんが2月10日(月)、役場に来庁しました。

町長は、調印式の際にお世話になったお礼と今後の交流について触れ、「ウクライナの支援は引続き坂城町国際交流協会を通して行っていきたい。今後はフレンドシップ協定にもあるように、文化、教育などの交流を更に深めていきたい」と述べると、坂本さんからは、「今までの支援に感謝している。現在もウクライナは戦争状態が続いており、今は防寒用品などの物資を送っている。フレンドシップ協定締結により、人的な交流をよ



▲(左から) 白井副町長、坂城町国際交流協会竹内敏正副会長、山村町長、坂本さん、坂城町国際交流協会安島ふみ子会長、塚田教育長



▲村上小学校での講演会の様子

り推し進めていきたい。特に未来を担っていく子どもたちがおしごとを超えてオンライン・オフラインで交流していくことの意義は大きいとツェレスティヌフ郡などは考えている」と応えていました。

また、今回来日した大きな目的として、「日本では、ウクライナのニュースが少なくなっているが、戦争は未だ続いているので、もう一度、ウクライナの現状に目をむけてほしいと思って来日した。終戦後、復興を担うのは、現在小中学生くらいの子どもたちになると思っている。子どもたちは、戦時下で辛い日々を過ごしているが、そういった中でも笑顔になることもある。こういう子どもたちの日常をもっと知ってもらい、日本とウクライナ、ポーランドの子ども

たちがお互いに「平和」について考えてほしい」と話していました。

坂本さんは、2月13日(木)に坂城町国際交流協会主催の講演会、翌14日(金)には町内小学校で講演を行い、聴講した皆さんは、メモを取るなど、熱心に話を聞いていました。

第10分団に新しい積載車が整備されました



この度、坂城町消防団第10分団に新しい軽四輪駆動積載車が整備されました。

新積載車は、後部座席に屋根があるデッキバンタイプで、順次このタイプに更新をしているところです。乗員の安全性が向上するほか、悪天候時の移動の疲労を軽減することができ、広報啓発活動もよりスムーズに行えるようになります。

今後も引続き、地域防災力の向上と地域の安心・安全のため、予防消防をはじめとする消防団活動を実施していきます。

田町区で交通安全祈願祭が執り行われました

田町区より2月16日(日)に行われた「交通安全祈願祭」の写真をいただきました。

この祈願祭は毎年この時期に行われているもので、今年で59回目を迎えるそうです。歴史ある祭りなんですね！

当日は、地区の役員の方や子どもたちが参加して、(株)都筑製作所の近くの道祖神の前で安全祈願を行ったそうです。

皆さんも今年1年交通安全に努めていきましょう！



お知らせ

4月の税の納期

固定資産税(全期・第1期)
納期限は4月30日(水)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。口座振替は、4月30日(水)に指定口座から振替をしますので、振替日前日までに残高をご確認ください。

なお、全期前納で口座振替をしている場合、4月30日に振替ができないと、再振替時から自動的に期別納入に変わります。

納付方法や口座の変更を希望する場合は、4月18日(金)までにご連絡ください。(金融機関によっては、手続きに時間がかかる場合があります。)

◎問い合わせ先

総務課収納推進係
☎82-3111(内線142)
直通75-6206

デマンド交通 乗合タクシー本運行開始

令和4年度から3年にわたる実証実験を行ってきたデマンド交通乗合タクシーが、4月

1日(火)から本運行を開始します。本運行に伴い、運行時間などを見直し、さらなる利便性向上を図りました。詳しくは、広報さかき4月号と一緒に配りした「デマンド交通(乗合タクシー)の運行イメージ」のパンフレットをご覧ください。

◎問い合わせ先

建設課都市・公園係
☎82-3111(内線177)
直通75-6208

循環バス運行時間の 変更について

4月1日(火)から循環バスの運行時刻を一部変更します。詳しくは、広報さかき4月号と一緒に配りした「坂城町循環バス時刻表」をご確認ください。

また、停留所だけでなく、町内のバス路線区間のどこでも乗降できる「どこでものれーる」を実施しています。ご利用には事前登録が必要です。詳しくは、左記へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

建設課都市・公園係
☎82-3111(内線177)
直通75-6208

二十歳のつどい 実行委員募集!

8月15日(金)に開催を予定している「第70回坂城町二十歳のつどい」の実行委員を募集しています。

実行委員は、実行委員会を組織し、自分たちで企画・運営を行います。一生に一度しかない、二十歳の思い出を作りませんか。該当者は、平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの方です。

◎応募・問い合わせ先

坂城町公民館(文化センター内)
☎82-2069

農地の実勢賃借料の 情報提供(令和7年)

農地法第52条の規定に基づき、賃借料情報を提供します。農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえ算出しました。

なお、下記に示す賃借料は、有料の賃借のみを集計したものであり、無料の賃借は含まれません。

この情報はひとつの目安ですので、貸し手、借り手双方で話し合い、納得のうえ、賃借料を決めてください。

実勢借地料 (10アール当たり・年額)

平均値	田	3,737円
	畑	6,846円
最大値	田	5,000円
	畑	10,460円
最小値	田	1,480円
	畑	2,200円

◎問い合わせ先

坂城町農業委員会事務局
(商工農林課農業振興係内)
☎82-3111(内線156)
直通75-6207

令和6年分申告所得税等 口座振替について

令和6年分の申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告分の振替日は次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税
4月23日(水)

消費税及び地方消費税
4月30日(水)

振替納税を利用している方は、振替日の前日までに預貯金口座の残高の確認をお願いします。

なお、預貯金口座の残高不足等により引き落としができなかった場合、納期限(申告所得税及び復興特別所得税は令和7年3月17日(月)、消費税及び

地方消費税は令和7年3月31日(月)の翌日から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

※振替納税は、申告期限までに確定申告書を提出された方が対象です。

◎問い合わせ先

上田税務署管理運営第一部門
☎21-0433

自衛官募集のお知らせ

《第2回一般幹部候補生》
資格 22歳以上26歳未満の者
受付期間 4月23日(水)～6月6日(金)

試験 ①一次 6月14日(土)
《第1回一般曹候補生》
資格 18歳以上33歳未満の者
受付期間 5月7日(水)

試験 ①一次 5月17日(土)～25日(日)のいずれか1日
《第1回自衛官候補生》
資格 18歳以上33歳未満の者
受付期間 5月7日(水)

試験 WEB試験、口述試験・身体検査
試験の詳細は、防衛省ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

自衛隊長野地方協力本部
☎026-235-6026

令和7年度 行政協力員・区長 名簿

◎会長 ○副会長 【敬称略】

区名	氏名	組合
鼠	赤池 篤	4
新地	細田 厚	団地
金井	栗田 隆	14
入横尾	中澤 四郎	15
町横尾	中村 幸彦	18-1
○ 泉	高橋 一	1
○ 中之条	野村 繁	25
四ツ屋	小林 正徳	3
戌久保	高井 光雄	3
◎ 御所沢	柳沢 謙樹	2
田町	宮下 啓司	1
横町	宮崎 義也	5
立町	山崎 正治	6
込山	中村 淳	6
旭ヶ丘	北澤 圭介	3
南日名	海野 幸治	5
北日名	春日 隆文	2
○ 日名沢	石原 吉紀	1
新町	塚田 昌彦	1
大宮	小宮山 広幸	1
坂端	高橋 光博	2
荻屋原	小出 正紀	1
網掛	金子 輝雄	川東
上五明	粕尾 雅由	本道
上平	宮下 祥次	島
小網	玉井 秀一	小網
○ 月見	浅野井 正樹	1

「2025年国勢調査」 調査員募集

町では、令和7年10月1日を基準日として全国一斉に実施される「2025年国勢調査」に従事していただける調査員を募集しています。国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されます。調査は基準日の前後概ね1か月程度で、調査員の業務は、調査票の配布、聞き取り、回収、検査が主な内容です。多数の調査員のご協力が必要な調査となりますので、ぜひご応募ください。

申込方法 町ホームページから応募用紙をダウンロード、または、「ながの電子申請サービス」から申請してください。

申込期限 6月30日(月)

報酬 国の基準に基づきます。

◎申込・問い合わせ先

企画政策課企画調整係
☎82-3111(内線241)
直通75-6211

アグリサポート事業 説明会開催

ぶどうやりんごなどの果樹栽培の労働力を補完するアグリサポート事業説明会を開催します。利用を検討している農家やサポーターに興味のある方はご参加ください。

日時 4月22日(火)午前10時～

場所 役場講堂(3階)

◎問い合わせ先
坂城町農業支援センターアグリサポーター事務局(商工農林課内)
☎82-3111(内線152)
直通75-6207

血流アップ からだづくり講座開催

からだの健康や若さを保つには、血流をよくし、脳を活性化することが重要です。体操中心に脳や体の血流改善を図るための講座を開催します。

開催日 4月～令和8年3月の毎月第1または第2水曜日
第1回は4月9日(水)

時間 午前10時～11時30分

内容 簡単な体操、食での血流改善、血圧測定等、個別の食事や健康相談も応じます。

参加費 無料

申込みは不要です。当日、運動のしやすい格好でご参加ください。

◎問い合わせ先
保健センター
☎82-3111(内線511)
直通75-6230

障がい者(児)相談会開催のお知らせ



千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センターでは、毎月、身体・知的・精神・発達各障がいに関する相談会を町内2会場で行っています。相談を希望する方は、相談日の2日前までに下記へお申込みください。

相談日

期日	場所	期日	場所	
4月9日(水)	役場第5会議室	10月8日(水)	役場第5会議室	
5月14日(水)	老人福祉センター	11月12日(水)	老人福祉センター	
6月11日(水)	役場第5会議室	12月10日(水)	役場第5会議室	
7月9日(水)	老人福祉センター	令和8年	1月14日(水)	老人福祉センター
8月13日(水)	役場第3会議室		2月12日(木)	役場第5会議室
9月10日(水)	老人福祉センター		3月11日(水)	老人福祉センター

※時間は各日共通で、午後1時30分～4時です。

◎申込・問い合わせ先 千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター
☎026-275-0548 FAX026-214-3013

坂城町吹奏楽団 春の定期演奏会のご案内

♪日時 4月12日(土)
午後1時30分
(開場 午後1時)

♪場所 文化センター

♪入場料 無料

♪演奏曲目

アセナール、願い事の持ち腐れ、365日の紙飛行機、ヘビーローテーション、HEROカーペンターズ・フォーエバーほか

◎問い合わせ先
吾妻さん ☎82-4813



学校だより 坂城っ手フエスティバル

坂城小学校



楽しかった坂フエス

六年一組

池田 いただ
汰紀 たいき

先日児童会行事である坂城っ手フエスティバルがありました。坂城っ手フエスティバルは毎年各委員会でクイズやゲームなどを考え全校であそびます。今年は六年生だから最後の坂城っ手フエスティバルでした。いつもは全力であそんでいたけど、今年は六年生だしぼくは清掃委員会の委員長なので考える立場でもありました。考える中で今年の清掃委員では分別ゲームをしようという話になり、四、五年生にも協力してもらい当日に向けて準備しました。

くわしい内容はごみの絵がはってあるしんぶんしをさがしその絵のとおりにもえる、プラ、リサイクル、粗大ゴミの四つに分別をします。一つあっていたら一ポイントで合計のポイント数で順位を決めました。なぜこのような内容にしたのかというと、楽しみながら分別でき、勉強にもなると思ったからです。

そして当日を迎えました。ようすを見ると、なやんだり、楽しそうだったりいろいろな表情をみんなして、少し不安だったけれども、ぼくの心は少しホッとしました。みんなが楽しめていてよかったです。うれしかったです。



何点取れたかな!?

学年を超えて楽しむ坂城っ手

六年一組

仙田 せんた
祐月 ゆづき

私の学校では、「坂城っ手フエスティバル」という、年に一回全校で交流できるお祭りのようなものが、開催されます。

私達の学校には、八つの委員会があり、坂城っ手フエスティバルではそれぞれの委員会でお化けやしきやイントロクイズなどの出し物を計画しました。私は坂城っ手フエスティバルを、全校が仲良くなれる絶好のチャンスだと考えています。なぜなら、普段は同学年どうしなどと遊ぶ事が多く、あまり他の学年と遊ぶ事は少ないと思います。そこで、他の学年で遊ぶ機会を作れば、もっと仲が深まり、学年を超えて友達が出来ると考えるからです。

実際も、当日はたくさんの方が楽しんでくれていました！「楽しい！」「早くあそこに行こう！」などという声も聞こえました。私は保健委員をやっている、出し物を運いしていたら、とても楽しんでくれてるのが分かり、とても嬉しく感じました。学校内もとてもにぎわっていて、笑顔もたくさん見られました。だから、私は坂城っ手フエスティバルを続けていってほしいです。

最近では、グラウンドで四年生や三年生、一年生、六年生が一緒ににおにごっこをするなどしていて、とても仲が良いと思います。このような機会があるのは、とても大切ななと改めて感じました。

食育だより



食育・学校給食センター
82-2559



学校給食は、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や好ましい人間関係を身につけることをねらいとして行われている教育活動のひとつです。

食育・学校給食センターでは、子どもたちが心身ともに健やかに成長してくれることを願いながら、安全でおいしい給食づくりに栄養教諭、調理員一同励んでいます。

学校給食のねらい

- 体のためによい食べ方、食べ物を知る
- 食事のマナーを身につけ、友だちと楽しく食べる
- 食べ物の旬、生産、食文化を知る
- 感謝の気持ちを育てる

令和5年度から給食費を無償化しています



子育て支援センターだより



— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —

子育て支援センターは
こんなところ！

新年度のスタートです。今年度も子育て支援センターでは親子がホッとできる居場所を目指しながら、地域の子育て家庭のみなさんとともに歩み、応援していきたいと思っております。ご来館、お待ちしております！

- 🌸 親子でゆったりと自由あそびができます。
- 🌸 小さな赤ちゃんも利用できます。
- 🌸 毎月、親子で楽しめるイベントがあります。
- 🌸 子育てについて楽しく学ぶ講座があります。
- 🌸 子育てサークルの活動を応援しています。
- 🌸 絵本や町立図書館の本を借りることができます。
- 🌸 子育てに関わるさまざまな相談ができます。
- 🌸 おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを連れて遊びに来てくれることもあります。



4月の行事予定 <時間正確にお集まりください>

日程	内 容		時 間
10日(木)	わくわくおさんぽ	子育て支援センター周辺をお散歩します。	午前10時
12日(土)	開館日		午前中
15日(火)	1歳までの子育てとあそび①	いちごグループさん、発達のお話です。	午前10時
16日(水)	親子リトミック	音楽に合わせて、お子さんと楽しく体を動かしましょう♪	午前10時
21日(月)	わくわくお誕生日会	4月と5月生まれのお友達をお祝いしましょう！	午前10時
22日(火)	1歳までの子育てとあそび②	いちごグループさん、助産師さんのお話です。	午前10時
24日(木)	身体測定と食育相談	個別の相談も応じていますので気軽にご相談を。	午前10時
26日(土)	開館日		午前中
28日(月)	わくわくタイム「こいのぼり制作」	親子で制作し、季節の行事を楽しみましょう。	午前10時

集合は
支援センターへ！

いづれの行事にも事前申込みをお願いします。なお、行事内容は変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。申込みについてなど詳しくは町ホームページ（下記QRコード）をご覧ください。

あそびに
来る方へ

開館日・時間

- ◇平日 午前9時～正午・午後2時～4時30分
- ◇土曜開館日 午前9時～正午

センターへの持ち物

- 水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、
- お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋

町HP



休日緊急医（医科・歯科）



4月

- 6日(日) かいぬま耳鼻咽喉科医院【千曲市内川】 ☎(026)275-3341
 おかだクリニック 【千曲市稲荷山】 ☎(026)272-2828
 宮本歯科医院 【千曲市戸倉】 ☎(026)276-7030
- 13日(日) いろいろか医院 【立町】 ☎82-2143
 飯島医院 【千曲市中】 ☎(026)272-0269
 小宮山歯科医院 【立町】 ☎82-2029
- 20日(日) 安川整形外科クリニック【千曲市屋代】 ☎(026)273-6611
 島谷医院 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1201
 たけい歯科クリニック【千曲市鋳物師屋】 ☎(026)272-8000
- 27日(日) 千曲中央病院 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212
 前山歯科医院 【千曲市上徳間】 ☎(026)276-0282
- 29日(火) 武市医院 【中之条】 ☎82-2606
 坂口整形外科 【千曲市屋代】 ☎(026)273-8680
 竹内歯科医院 【千曲市稲荷山】 ☎(026)274-7050

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、緊急医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

乳幼児健診

実施場所：保健センター
 ☎82-3111(内線511,512)直通75-6230



健診	対象児	受付日時
4か月児健康診査	令和6年12月生	10日(木)午後1時
7か月児健康相談	令和6年9月生	16日(水)午前9時
10か月児健康相談	令和6年6月生	15日(火)午前9時
1歳児健康相談	令和6年2月～3月生	17日(木)午前9時
1歳6か月児健康診査	令和5年8月～9月生	11日(金)午前9時



粗大ごみの回収・資源物のサンデーリサイクル

6日(日)、20日(日) 午前8時30分～10時
 坂城町役場 北側駐車場

対象品目

- ①粗大ごみ、家電4品目(有料)
- ②資源物のサンデーリサイクル
 (びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等・古着等の布類)
- ③小型家電の無料回収

2月分の家庭系可燃ごみの前年比

(家庭から収集所へ出される量とちくま環境エネルギーセンターに出される量の合計)

■令和6年2月分 156.42 t
 ■令和7年2月分 144.29 t

-12.13 t

いろいろな相談



心配ごと法律相談

10日(木)、21日(月)
 午前9時30分～正午
 役場第4・5会議室(3階)

10日は弁護士、21日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の3日前までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談

15日(火) 午前9時30分～正午
 役場第5会議室(3階)

年金相談

15日(火) 午前9時～午後4時
 役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、7日(月)までに住民環境課住民係【☎82-3111(内線122)直通75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)相談

9日(水) 午後1時30分～4時
 役場第5会議室(3階)

相談をご希望の場合は、相談日の2日前までに千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター【☎026-275-0548】へお申込みください。

すこやか相談

21日(月) 午前9時～正午
 保健センター

お子さんの体重測定や子育て・離乳食の相談など、気軽にご相談ください。相談をご希望の場合は、事前に保健センター【☎82-3111(内線512)直通75-6230】へお申込みください。

坂城町県道 網掛 木くずチップ処分業

何でも片付けます!



取扱品目

生 雑 庭 剪 竹 根
 木 木 木 枝 笹 っ
 木 木 木 枝 草 子

ホームページもご覧ください。

ローソン坂城村上店様より上田方面車で1分

ぜひお持ち込みください

★片付けから解体工事まで

★立木伐採

★マニフェスト発行OK!

お気軽にご相談ください

建設 木くずチップ処分 産業廃棄物・一般廃棄物

田中開発有限会社

◎産業廃棄物処分業
 長野県知事許可2006127108

◎一般廃棄物処分業
 坂城町指令28-227号

木くずチップ工場へのお問い合わせ

TEL:0268-71-0552

090-3333-0560

HP:https://tanaka-kaihatsu.jp/company/

長野県埴科郡坂城町大字網掛1372-12

※日曜・祝日休み 8:30～17:00営業

図書館へ行こう



町立図書館 ☎82-3371 開館時間:午前10時~午後6時

4月の催し物

☆おはなし会

12日(土) 午前10時30分~

☆「のぼんて」さんの創作紙芝居

19日(土) 午前10時30分~

☆ちいさなおはなし会~あかちゃんひろば~

25日(金) 午前10時30分~

☆点字・点訳講座 講師:山口静枝さん

1日(火)、15日(火) 午後2時~

新着図書

2月には一般書145冊、児童書215冊が入りました。
町ホームページで新着図書のリストが見られます。

☆おすすめの本

ハリー・ポッターと賢者の石 1-1ほか 全7巻、20冊

(作: J. K. ローリング、訳: 松岡佑子/静山社)



ベストセラー「ハリー・ポッター・シリーズ」を静山社ペガサス文庫で買いました。まだの方も2度目3度目の方も、この機会にどうぞ。

「学研まんがNEW世界の歴史」(学研プラス)全15巻も新しくなりました。



4月の休館日

が休館

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

広報を読む時間がない! という忙しい方や
文字を読むのが億劫になってきたという方などへ
音の広報をご活用ください!

広報さかきの音訳ボランティア おとわの会の皆さんをご紹介します!



会員募集中!

音で聞く広報さかきをご存じでしょうか?

「広報さかき」は皆さんにお配りしている紙の広報誌のほかに、町ホームページで、データと音訳を聞くことができます。この音訳を担っているのが「おとわの会」の皆さんです。

おとわの会は平成19年10月に結成され、「広報さかき」に加え「坂城町議会だより」、「公民館報坂城」や「SAKAKI 社協だより」の音訳をし、視覚障がいのある方に情報を届けるお手伝いをしています。

聞いてくれる皆さんに分かりやすく伝えるために、月に1回は集まって勉強会を行っているということで、お邪魔した際には、他県の音訳ボランティア団体の90代の方の活躍が話題になり、「私達も90代まで頑張りましょう!」と談笑していました! また、「障がいのある方だけでなく、多くの方に音訳を活用してほしい」とも話していました。



音の
広報
(町HP)



まちのうごき

世帯数: 6,199世帯 (-1)

人口: 13,797人 (-13)

令和7年3月1日現在

男: 6,831人 (-17)

※()は前月比

女: 6,966人 (+4)

まちの交通事故

件数: 2件

累計: 3件 (-4)

令和7年2月中

死者: 0人

※累計は1月から

累計: 0人 (±0)

()は前年比

負傷者: 2件

累計: 3人 (-7)

保健センターだよ!

保健センター
☎82-3111 (内線511)
直通75-6230

年に1回の体の定期点検!

集団健康診査・がん検診のお知らせ



令和7年度、町で実施する特定健康診査（特定健診）および一般健康診査（一般健診）の集団健診について、以下の日程で行います。

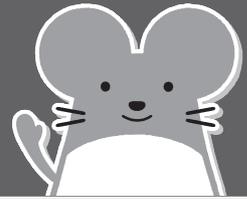
場所	日程	受付時間	健診料金
文化センター 大会議室	5月21日(水)	午前8時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	<特定健診> 40～74歳の国民健康保険加入者 無料 (心電図含む) <一般健診> 19～39歳の方 2,800円 75歳以上の方 無料 (後期高齢者医療保険加入者)
	5月22日(木)		
	5月23日(金)		
	5月26日(月)	【夜】午後5時～7時	
	6月4日(水)	午前8時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	
	6月5日(木)		
6月6日(金)			
保健センター	12月7日(日)	【休日】午前9時30分～午後0時30分	
	12月8日(月)	午前8時30分～11時30分	
	12月9日(火)	午後1時30分～3時30分	

※状況により、日程が変更となる場合があります。

<今年度の特定健康診査の対象者>

昭和26年4月1日～昭和61年3月31日生まれの方

※昭和25年生まれの方は、健診時に74歳の場合に対象となります。
 ※国民健康保険以外の方は、各加入保険者へご確認ください。



特定健診とは

生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症など）の発症予防および重症化予防のために受けていただく健診です。生活習慣病自体は、自覚症状は全くありません。しかし、生活習慣病のコントロールがうまくいかないことで動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中などの重大な病気や糖尿病性腎症などの合併症を発症する可能性があります。生活習慣を見直し、健康な体を維持していくために、年に1度は見えない体の中の状態をチェックしましょう。

がん検診は、上記集団検診と一緒に受けることができます。単独検診も可能です。

検診内容	対象者	検診料金	備考
大腸検診	40歳以上	800円	5月26日・12月7日～9日は実施なし
前立腺がん検診	50歳以上の男性	840円	
骨検診	40歳以上の女性	700円	5月26日・12月7日は実施なし
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に未検査の方	900円	

※特定健康診査・がん検診等申込書にて、集団健診を希望した方は、事前に問診票等の通知をお送りします。
 ※集団健診の新規申込み・変更などは随時可能です。保健センターまでお問い合わせください。

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
 坂城町企画政策課 ☎ 0268-82-3111
 直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
 ■印刷 株式会社シーデンス

この広報誌は再生紙で作られています。

さかきまち すゑメール

—— 配信情報 ——
 災害・防災情報 町からのお知らせ
 安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-p.jp

